

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 受取配当等の益金不算入制度の改正

法人が保有株式に係る配当金を受け取った場合、決算書上は収益に計上されますが、法人税を計算する際には一定の金額を益金(税務上の収益)に含めません。今年度の税制改正では、この受取配当等の益金不算入制度について、課税強化となる改正が行われましたので、今回はこちらの制度の改正についてご紹介いたします。

### 1. 制度の概要

配当金は、一般的に支払を行う法人において、法人税が課税された後の利益を原資としています。そして、これを受け取った法人において益金に計上すると、配当金に対して法人税が結果として二重に課税されてしまいます。そこで受け取った法人の法人税を計算する際に、所得金額に含めないようにするため益金に算入しないことにしています。

### 2. 益金不算入額

益金不算入額は受取配当金から借入金利息や手形割引料などの負債利子を控除した残額に、配当金の元となる株式等の種類に応じた割合を乗じて算出されます。

益金不算入額の基本算式

$$(\text{受取配当金の額} - \text{負債利子額}) \times \text{割合} = \text{益金不算入額}$$

※ 益金不算入の対象となる受取配当金は、内国法人から支払われる剰余金・利益の配当などが該当し、外国法人や公益法人等から受け取る配当金は対象とならないことに注意が必要です。

### 3. 改正点

平成27年4月1日以降開始する事業年度において、配当金の元となる株式等の区分について持株割合に応じた細分化が行なわれました。また上記算式中の負債利子の控除について、関連法人株式等以外の株式等ではそれを控除しないことになりました。

改正前			改正後		
株式等の区分	持株割合	不算入割合	株式等の区分	持株割合	不算入割合
完全子法人株式等	100%	100%	完全子法人株式等	100%	100%
関係法人株式等	25%以上	100%	関連法人株式等	3分の1超	100%
			その他の株式等	5%超～ 3分の1以下	50%
上記以外の株式等	25%未満	50%	非支配目的株式等	5%以下	20%

※ オレンジの部分における益金不算入額の計算については、負債利子を控除しないことになりました。

また、改正前は益金不算入の対象となっていた公社債証券投資信託以外の証券投資信託の収益分配金が対象外となり、全額益金に算入することになりました。ただし、特定株式投資信託の収益分配金は、上記表中の非支配目的株式等と同様に取扱われます。

#### 受取配当等の益金不算入額の計算例

前提条件: 益金不算入の対象となる受取配当金 1,000円

控除対象となる負債利子 500円

- ① 完全子法人株式等の場合 →  $1,000 \times 100\% = 1,000$ 円
- ② 関連法人株式等の場合 →  $(1,000 - 500) \times 100\% = 500$ 円
- ③ その他の株式等の場合 →  $1,000 \times 50\% = 500$ 円
- ④ 非支配目的株式等の場合 →  $1,000 \times 20\% = 200$ 円